

契約書（案）

広島市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により土地一時賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 借受人は、一時貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（一時貸付物件）

第2条 一時貸付物件は、次のとおり。

区 分	所 在 地	面 積	備 考
土 地	西区庚午中四丁目 20 番 5	355.52 m ²	（貸付場所） 別添図面のとおりに

（指定用途）

第3条 借受人は、一時貸付物件を〇〇〇〇の用途として平面利用しなければならない。

（一時貸付期間）

第4条 一時貸付期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとする。ただし、借受人が契約の更新を希望する場合は、市との協議により5年間を超えない範囲で1年間更新することができる。

（一時貸付料）

第5条 一時貸付料は、令和7年10月1日から令和8年9月30日（契約期間を更新した場合、令和10年9月30日）までは金〇〇〇〇〇〇〇円とする。

2 前項の一時貸付料を定めた期間が満了した後の期間にかかる一時貸付料については、別に貸付人が定める一時貸付料によるものとする。

3 第2項に基づく一時貸付料は、貸付人から通知する。

（一時貸付料の納付）

第6条 借受人は、前条第1項に規定する一時貸付料を、貸付人の発行する納入通知書により、この契約の締結と同時に貸付人に納付しなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により更新した一時貸付料の納付方法についても準用する。

（物件の引渡し）

第7条 貸付人は、第4条に定める一時貸付期間の初日に、この物件を借受人に引き渡す。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 借受人は、一時貸付物件の使用権を譲渡し、又は一時貸付物件を転貸し若しくは担保に供してはならない。

(物件の保全義務等)

第9条 借受人は、善良な管理者の注意をもって一時貸付物件を維持管理しなければならない。
(実地調査)

第10条 貸付人は、一時貸付物件について随時その使用状況を実地に調査することができる。
この場合において、借受人は、これに協力しなければならない。

(契約の解除等)

第11条 貸付人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 一時貸付物件を公用若しくは公共用に供し、又は譲渡する必要が生じたとき。

(2) 前号のほか、借受人がこの契約に違反したとき。

2 借受人は、前項第2号の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を貸付人に請求することはできない。

(損害賠償等)

第12条 借受人は、貸付人が不可抗力と認める場合のほか、一時貸付物件を滅失し又はき損したときは、速やかに同物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 借受人は、その責めに帰すべき理由により、第三者又は第三者の所有する物件に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

3 一時貸付物件使用中の事故については、一切、借受人の負担において賠償又は補償を行わなければならない。

(契約に関する紛争の解決)

第13条 借受人は、一時貸付物件の使用に当たっては、交通安全、ゴミ・騒音の対策等付近住民に迷惑のかからないよう留意するとともに、この契約に関して付近住民から苦情等の申し入れがあったときは、すべて借受人の責任において解決しなければならない。

(借受人の原状回復義務)

第14条 借受人は、一時貸付期間が満了したとき又は第11条第1項の規定により契約が解除されたときは、直ちに一時貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付人が一時貸付物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま若しくは貸付人の指示するところにより、返還することができる。

(有益費等の放棄)

第15条 借受人は、第4条に規定する一時貸付期間が満了した場合又は第11条第1項の規定により契約を解除された場合において、一時貸付物件を返還するときは、借受人が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、貸付人に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て借受人の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 この契約に関し疑義があるときは、貸付人及び借受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴えの管轄は、貸付人の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人及び借受人記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人 広島市国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松 井 一 實

借受人 住 所
氏 名 (名 称)